

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は過去最少となりました。その反面、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けております。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約 6 割に上っており、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者があとを絶たず、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっております。このためには、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取り組み、労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことが非常に重要であります。

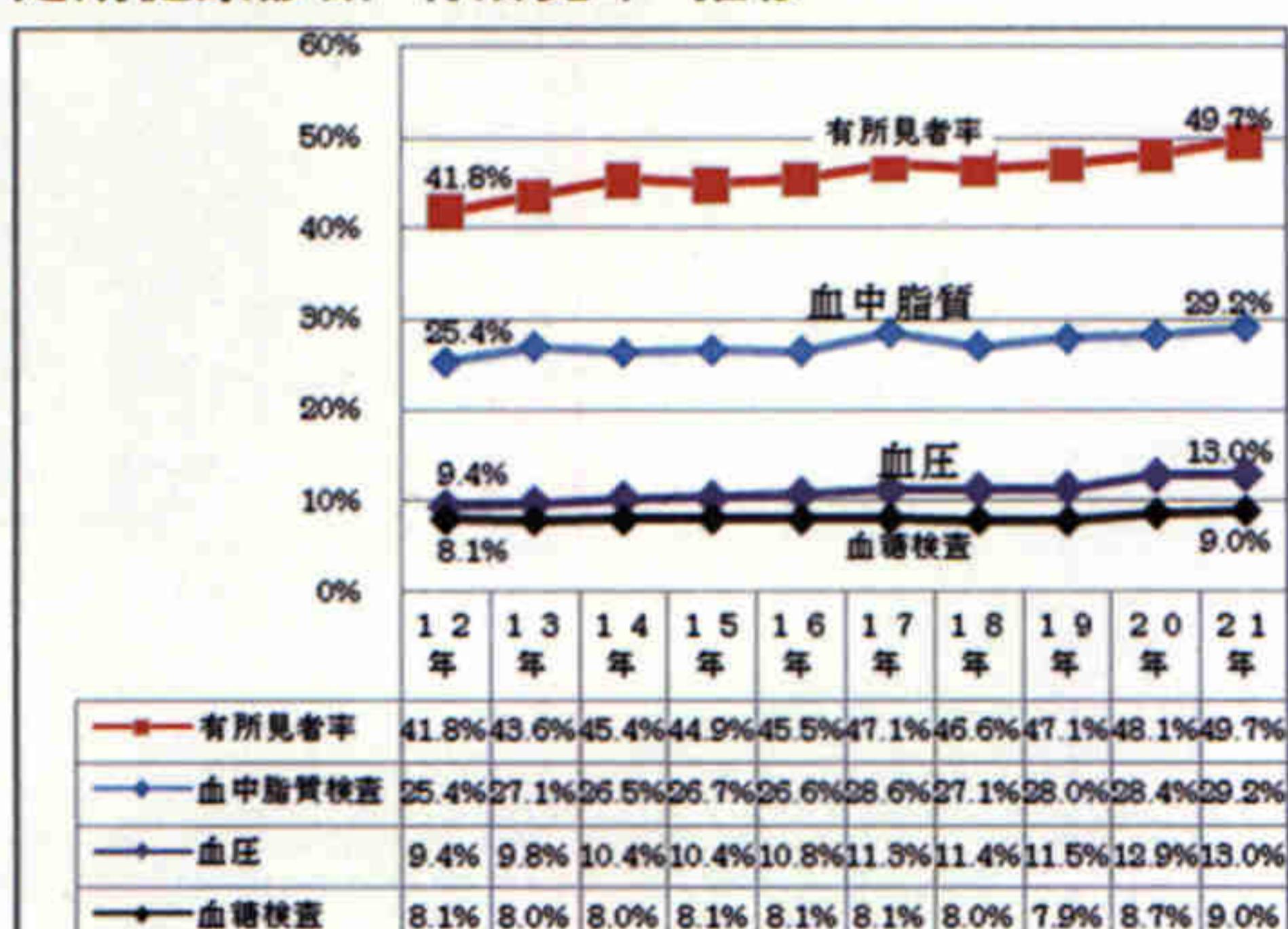
このような観点から、本年度は、

「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開することとしております。事業場におかれましてはこの全国労働衛生週間を契機に、職場の労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、以下の事項を本週間中に実施して下さい。

- 1 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 2 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 3 労働衛生に関する展示会、講習会、研究会、討論会、見学会等の開催
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 6 労働衛生に関する図画、作文、写真、標語等の掲示
- 7 その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

定期健康診断 有所見率 推移



メンタルヘルス対策取組状況(H20 年)

